

第6章 今後の財政検証に向けて

前章までは、令和6（2024）年財政検証について様々な観点から検証・評価を行ってきた。まず第1章では、将来見通しの結果の確認に加え、これまでの財政検証等との比較や将来見通しの仮定・前提が変わることに伴う結果への影響の分析を行って、公的年金制度の将来の財政状況を客観的に把握した。それを踏まえて第2章では、公的年金制度の安定性の確保に関し検証・評価を行った。一方で、こうした検証・評価を行っていくためには、超長期の将来見通しが適切に作成されていることが不可欠であることから、第3章では将来見通しの作成過程について、データの十分性及び信頼性、設定された仮定（前提）の適切性、推計方法（数理モデル）の適切性の3つの切り口から検証・評価を行った。また、第4章では、財政検証の目的や利用方法に照らして情報開示の適切性について検証・評価を行った。さらに、第5章では、今回の財政検証で初めて作成・公表された年金額の分布推計について、結果と作成過程を確認するとともに、適切性について検証を試みた。

本章では、これらの結果を総括しつつ、公的年金の財政検証を巡る課題や留意点を整理し、今後の財政検証に向けた提言を行うこととする。

第1節 前回のピアレビューでの提言への対応状況

今後の財政検証に向けた提言を行う前に、前回の「令和元（2019）年財政検証に基づく公的年金制度の財政検証（ピアレビュー）」（以下、「前回ピアレビュー」という。）においても今後の財政検証への提言を行っているため、まず、前回ピアレビューで提言があったものについて、本節でその対応状況¹を確認する。

¹ 前回ピアレビューでの提言への対応状況の詳細については付属資料478～482頁に整理している。

図表 6-1-1 前回ピアレビュー提言の「今後の財政検証への提言」への対応状況

	前回ピアレビューの提言	対応状況
(1)	基礎年金の給付水準調整期間の長期化への適切な対応 (a)制度のあり方を検討する上で有用と考えられる試算の幅広い提示 (b)制度を改正することによる給付や負担の変化についての詳細な分析	(a)対応している。 (b)対応している。
(2)	性別、世代別、年金額階級別の分布推計 (a)将来の年金額の分布推計についての取り組み (b)基礎率のきめ細かい設定（年金額階級別の失権率等）	対応しているが、さらなる検討が求められる。
(3)	経済前提の設定に関する更なる研究・検討 (a)より低水準の実質賃金上昇率の提示 (b)基本ポートフォリオの相違を補正したGPIF実績を使用した長期の運用利回りの設定 (c)TFP上昇率の設定についての検討 (d)経済前提の設定に関する研究・検討	(a)対応している。 (b)対応している。 (c)対応している。 (d)対応している。
(4)	積立金の初期値の設定方法	対応しているが、引き続き確認が求められる。
(5)	推計方法の改善の検討	対応しているが、さらなる検討が求められる。
(6)	確率的将来見通し (a)確率モデルの技術に関する諸外国や他の諸分野の継続的調査・研究 (b)TFP上昇率について将来の事象の起こりやすさの程度の推測に資する情報の蓄積	(a)引き続き、情報収集に努める。 (b)一部対応している。
(7)	マクロ経済スライドの最終年度の決定方法	対応を検討中である。
(8)	情報開示の方法や内容を分かり易くする工夫 (a)所得代替率と物価上昇率で割り戻した年金額の持つ意味や両者の関係についての丁寧な説明 (b)異時点間の数値の比較について分かり易い公表内容とする工夫	(a)対応しているが、さらなる検討が求められる。 (b)対応しているが、さらなる検討が求められる。
(9)	有限均衡方式の特性についての説明	対応している。
(10)	前回財政検証からの変動要因分析	一部対応している。
(11)	財政検証の実施体制の整備	年金局数理課：一部対応している。 各共済：対応している。
(12)	その他（第3章で指摘された事項への対応） (a)データの完全性、人口・労働力・経済以外の家庭（前提）の検討過程、推計方法の変更に関する点検内容についての説明 (b)出生率の今後の実績についての注視 (c)総脱退力や死亡脱退力に関する将来の変化の考慮の検討	(a)対応している。 (b)対応している。 (c)対応している。

(1) 基礎年金の給付水準調整期間の長期化への適切な対応

前回ピアレビューでは、基礎年金の給付水準調整期間の長期化に伴う将来の基礎年金水準の低下への対応について引き続き検討が必要であり、また、制度のあり方を検討する上で有用と考えられる試算を幅広く提示しつつ制度改正に向けた合意形成を図り、公的年金が持続可能性と給付の十分性を兼ね備えたものとなるよう取り組むべきであるとの提言があった。

これについて、令和6年財政検証のオプション試算において、①被用者保険の更なる適用拡大、②基礎年金の拠出期間延長・給付増額、③マクロ経済スライドの調整期間の一致、④在職老齢年金制度、⑤標準報酬月額の上限、について試算結果を示すとともに、関連資料についても充実させている。

また、制度を改正することによる給付や負担の変化について、単身世帯、共働き世帯の増加など、世帯や就労の多様性が高まっていることにも留意しながら、どのような者にどのような影響が生じるのかも含め詳細な分析を示すべきであるとの提言があった。

これについて、令和6年財政検証においては、従来のモデル世帯の年金額に加え、個人単位の年金額についても新たに推計を行い、世代ごとの年金額の平均や分布が制度改正によりどのように変化するかを示している。また、前回財政検証に引き続き、年金額が世帯類型ではなく賃金水準により決まることを示した上で、賃金水準別の年金額の見通しや制度改正による影響を示している（後述（2）参照）。

(2) 性別、世代別、年金額階級別の分布推計

前回ピアレビューでは、わが国の公的年金制度の給付水準が今後低下していくとの見通しがある中で、今後の所得保障政策を検討し、また講じた政策の効果を確認するためにも、将来の年金額の分布推計は極めて重要であるとして、迅速な取り組みについての提言があった。

これについて、令和6年財政検証においては、年金額の分布推計²を初めて実施し、世代ごとの年金額の平均や分布がどのように変化するかを示している。

² 個人単位の被保険者記録（5分の1抽出）を整備し、これを始点として、実績データに基づき毎年度の加入制度等の変遷をシミュレーションすることにより推計している。

提言の中で触れられていた、本体財政検証よりきめ細かい基礎率の設定については、脱退後の所属制度についての仮定を置かない財政計算シミュレーションと比較して、よりきめ細かく設定した制度間の遷移確率を用いる等、分布推計の特性に適した基礎率を設定しており、また、失権率の設定に関しては、各個人の65歳に到達した年度末時点での年金額を推計対象とし、その後の失権等の状況については推計を行っていないことから、設定しなかったとのことであった。

(3) 経済前提の設定に関する更なる研究・検討

前回ピアレビューでは、経済前提については、実質賃金上昇率の実績と近年の財政検証での前提に乖離が生じ、それによって給付費の推計にも乖離が生じていることを踏まえれば、実質賃金上昇率が更に低水準である前提の追加も検討すべきであるとの提言があった。

これについて、令和6年財政検証においては、前回財政検証（0.4%～1.6%）よりも低い前提を加え、0.1%～2.0%と幅広く設定³している。

また、長期の運用利回りの設定において使用しているGPIFの実績について、実績をそのまま用いるのではなく、その当時の基本ポートフォリオと今後の基本ポートフォリオの相違を補正することを検討すべきであるとの提言があった。

これについて、年金財政における経済前提に関する専門委員会（以下、「経済前提専門委員会」という。）においてバックテストを行った結果、運用開始時から現行の基本ポートフォリオにより運用していた場合の運用利回りは実績を上回る結果となつたが、保守的に設定する観点から、過去の運用実績をそのまま用いる従来の方法により長期の運用利回りの設定を行っている。

また、前回の経済前提専門委員会で示されていた全要素生産性（TFP）上昇率の設定に関する更なる検討など、経済前提の設定に関しては、今後も研究・検討を行っていくことが望まれるという提言については、経済前提専門委員会において、TFP上昇率の設定に関する検討⁴や今回新たに行った分析や検討⁵も含めて、様々な検討を行っている。

³ 実質賃金上昇率の設定の元となるTFP上昇率について、過去の実績分布等を踏まえて設定しており、経済成長が低いケースである過去30年投影ケース、1人当たりゼロ成長ケースでは、それぞれ、過去30年の実績分布の上位80%タイル値（0.5）、最小値（0.2）とし、実質賃金上昇率はそれぞれ、0.5%、0.1%となっている。これは前回2019年財政検証のケースV（0.8%）、VI（0.4%）よりも低く、これまでの財政検証の経済成長が低いケースにおける実質賃金上昇率の設定（H26【ケースH】0.7%、H21【経済低位ケース】1.1%、H16【経済悪化ケース】0.8%）と比べても低いものとなっている。

⁴ TFP上昇率については、5年前の推移では足下低下傾向にあったが、最新のTFP上昇率の動向をみると上昇傾向が見られたことを踏まえ、経済前提専門委員会で「内閣府の長期推計の3つのシナリオに相当するケースは、長期推計の仮定より設定」とするとともに「現状投影ケースと、1人当たりゼロ成長ケースは、直近30年間の分布も踏まえ設定」とするとされた結果、TFP上昇率の仮定は1.4%～0.2%との範囲となり、前回（1.3%～0.3%）より幅広いものとなっている。

⁵ 今回、以下の分析及び検討を新たに行っている。

- ・総投資率と利潤率の関係について一定の相関があることが指摘され、過去の総投資率や利潤率の推移を比較し、両者には一定の相関があることも確認された。これを踏まえ、今回の経済前提の設定に当たって、マクロ経済モデルに投入する総投資率の設定方法を見直し、利潤率を説明変数とする回帰式により総投資率を設定する等の改善を図った。

(4) 積立金の初期値の設定方法

前回ピアレビューでは、将来見通しの出発点となる積立金について、数理的評価（過去の一定期間の時価の平滑化を行う評価方法）とするなど、マクロ経済スライドの最終年度の決定にふさわしいものとなるよう工夫が必要であるとの提言があった。

これについて、経済前提専門委員会の検討結果⁶を踏まえ、令和6年財政検証においては、過去実績の平均などとの乖離の状況にはよらず、数理的評価（収益差平滑化方式）により平滑化した積立金を初期値として採用している。

平滑化の使用について、例えば、当該年度中の四半期の平均や過去3か年の平均などと比較して一定以上乖離した場合にのみ平準化した評価額を使用することも考えられるとの提案については、今回の財政検証では、経済前提専門委員会の整理を踏まえ積立金の初期値を平滑化したものであり、基本的な考え方は変わらないと考えるが、次回以降の財政検証においても、平滑化した積立金を用いることが適当かどうかについては、引き続き確認することであった。

(5) 推計方法の改善の検討

前回ピアレビューでは、数理モデルの精緻化を図る観点で、例えば、現在は見込まれていない繰下げ受給を考慮することや、短時間労働者の厚生年金被保険者割合について賃金上昇に伴う変化を考慮することについて検討が望まれるとの提言があった。

これについて、繰下げ受給については、繰下げ増額率が基本的に財政中立の考え方に基づき設定されていること等を踏まえ、今回も引き続き見込んでおらず、短時間労働者の厚生年金被保険者割合については、5年前からの変化を足下の実績として織り込みつつ、将来については引き続き一定と仮定している。

(6) 確率的将来見通し

前回ピアレビューにおいて、確率的将来見通しについては、現状の技術の下での確率的将来見通しを財政検証で作成・公表することを前提とした提言を引き続き行うことに対して現時点では慎重にならざるを得ないとの結論に至ったものの、確率モデル

- ・利潤率の計算式について、資本や労働への報酬といった分配の観点を踏まえ、GDPから「生産・輸入品に課される税－補助金」を控除したものを基礎とした計算式に見直した。
- ・長期の運用利回りの設定に当たっては、諸外国の年金基金の実質的な運用利回り（対賃金）を調べ、これまでの財政検証の前提と比較するなどの分析を行った。

⁶ 「財政検証の将来見通しにおける積立金や経済前提として設定する運用利回りについては、将来の短期的な時価の変動を織り込むことは困難である上、長期の平均的な姿を描くという財政検証の性質を踏まえると、短期的な時価の変動を平滑化したものと整理することが適当である。したがって、財政検証で用いる足下の積立金については平滑化したものを使うこととし、その際に使用する平滑化の方法は、社会保障審議会年金数理部会の公的年金財政状況報告において使用している方法を用いる。」とされた。

の技術に関して、将来的な技術進歩の可能性もあることから、諸外国や他の諸分野の動向を継続的に調査し、研究する必要があり、また、令和元年財政検証で行われたTFP上昇率の過去の発現頻度を示す取り組みを拡充し、将来の事象の起こりやすさの程度の推測に資する情報を蓄積することも大切であるとの提言があった。

これについて、年金局数理課から、確率モデルの技術について、不斷な研究は進めていかなければいけないと考えており、また、TFP上昇率や運用利回りの過去の発現頻度については令和6年財政検証においても示しており、今回は実質的な運用利回りを諸外国の年金基金等の実績と比較を行う取り組みを行ったところであるが、将来の不確実性から、将来の発生頻度については仮定をおくことは困難であると考えているとの回答があった。

(7) マクロ経済スライドの最終年度の決定方法

前回ピアレビューでは、マクロ経済スライドの終了年度の決定方法に関しては、将来的に課題が残っており、その判断をするまでの間に結論を得ておく必要があるとの提言があった。

これについて、年金局数理課から、中庸的な2つのケースを参考としつつ、幅を持って議論していくこととしているが、具体的な決定方法は今後の検討事項と考えているとの回答があった。

(8) 情報開示の方法や内容を分かり易くする工夫

前回ピアレビューでは、将来の給付水準について、賃金との対比である所得代替率と物価上昇率で割り戻した年金額はいずれも固有の情報価値を有する指標であるが、それぞれの指標の持つ意味や両者の関係などについて丁寧に説明していくことも大切であるとの提言があった。

これについて、年金局数理課から、年金マンガや各種広報資料を通じて丁寧に説明するよう努めており、例えば、今回、年金財政の仕組みを視覚的に理解できるショート動画や資料も広報の観点から用意⁷しており、引き続き国民に財政検証の結果等を分かりやすく示すとともに理解向上に努めていくとの回答があった。

また、超長期に及ぶ公的年金の将来見通しにおいて、異時点間の数値の比較では、実感の持てる形で表現することは重要であり、そうした観点から公表内容を分かり易くする工夫が望まれるとの提言については、年金局数理課から、内容に応じて適切な指標で割り戻すなど実感の持てる示し方となるよう努めているとの回答があった。

⁷ 動画、資料については、例えば以下がある。

https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin_kouhou.html

(9) 有限均衡方式の特性についての説明

前回ピアレビューでは、有限均衡方式の特性（財政検証の都度、財政均衡期間の終了年度が5年ずつ先に延びることによって、以前の財政均衡期間の終了年度における積立度合を高めなければならず、その分異なる給付調整が必要となるため、所得代替率の見通しが低下し、最終的には永久均衡方式での結果に近づくこと）については、適切に説明されるべきであるとの提言があった。

これについて、年金局数理課から、有限均衡方式については、100年以上先の遠い将来においては人口構成も含め不確実性が高いこと等を踏まえ、平成16年改正において、現在すでに生まれている世代が受給を終えるまでの概ね100年間で財政均衡を図ることとしているものであり、こうした趣旨についての理解が進むよう引き続き説明に努めていくとの回答があった。

(10) 前回財政検証からの変動要因分析

前回ピアレビューでは、将来の所得代替率や給付水準調整期間に関する前回財政検証からの変動要因については、要素ごとにプラスマイナスの影響が示されているが、要素ごとの定量的な影響を具体的に示すことは極めて重要であり、これが財政検証時に示されることが望まれるとの提言があった。

これについて、年金局数理課から、令和6年財政検証においても前回財政検証からの変動要因について要素ごとの変化を定量的に示しつつ、それらのプラスマイナスの影響を示しているとの回答があった。

(11) 財政検証の実施体制の整備

前回ピアレビューでは、担当職員の人員数の確保や資質の向上を含め、財政検証の実施体制を整備することに加え、提言事項の実現や学術的な議論等を継続的に調査するための体制も整備されるべきとの提言があった。

これについて、年金局数理課からは「厚生労働省における数理・デジタル職の職員数の制約や、年金局数理課における定員数の制限がある中で、令和6年財政検証においては、年金額の分布推計を初めて実施するにあたり、専任の職員を配置すると共に、業務の効率化を進めるなど、可能な範囲で提言を踏まえた対応を行えるよう体制整備を行った」との回答があり、他の実施機関については業務量に応じて現体制を継続又は増員をしていることを確認した。

(12) その他

数理計算に使用するデータの完全性、人口・労働力・経済以外の仮定（前提）の検討過程、推計方法の変更に関する点検内容について必ずしも明らかでない点等について引き続き努力すべきであるとの提言については、年金局数理課及び他の実施機関において、データの完全性の確認、人口・労働力・経済以外の仮定（前提）の検討過程、計算モデル変更の要否や変更する場合の方針について担当で検討された後、内部決裁等により組織的に決定していることを確認した。

出生率に関して、長期的な水準を判断するには今後の実績を注視していく必要があるとの提言については、年金局数理課から、「出生率に限らず、その他の前提も含め、実績との乖離については注視している」との回答があった。

総脱退力や死亡脱退力に関して将来の変化を考慮する余地はあった可能性がある点について今後の検討が望まれるとの提言については、令和6年財政検証においては、失権率と同様、死亡脱退力についても、将来生命表における死亡率と同程度の改善を織り込み、厚生年金の生存脱退力については就業率の上昇に伴う低下を織り込んでいく。

第2節 今後の財政検証への提言

（1）将来見通しにおける人口前提と経済前提の関係

今回の財政検証では、人口中位推計（出生中位・死亡中位・外国人入国超過数 16.4 万人。以下、「人口中位推計」という。）を基本として 4 ケースの経済前提における結果を示し、次に、各経済前提について人口前提を変更した場合の結果を示している。しかしながら、将来の経済成長の状況は、出生率や外国人流入の動向に影響を受けることから、現状少子化が急速に進んでいる状況を踏まえ、人口と経済の連動性を推計に反映させる方法について検討を進めるとともに、現状では、概ね 100 年の見通しについて、人口前提または経済前提の一方を変動させ、他方を固定した結果を示すことについて、その趣旨を丁寧に説明することが望まれる。

（2）経済前提の名称に関するわかりやすい説明と次回財政検証との比較の整理

今回の財政検証では、シナリオの意味を分かりやすくする工夫として、シナリオの意味の明確化を目的に、各ケースに名称が付けられているが、物価上昇率で割り戻した年金額は高成長実現ケース、成長型経済移行・継続ケースの順で高くなっているものの、所得代替率をみると、成長型経済移行・継続ケースにおける結果の方が高成長実現ケースよりも高くなっている、一般被保険者の理解に混乱が生じる可能性がある。所得代替率は年金給付の十分性を見る指標のひとつであり、今後、経済成長の複数のシナリオと、その結果である所得代替率の逆転が生じる場合には、混乱を招かないような説明と工夫が望まれる。

また、次回財政検証結果を今回財政検証結果と比較する際に、それぞれのシナリオの意味を十分整理した上で、いずれのシナリオを比較するかについて丁寧な説明が望まれる。

（3）情報開示の方法や内容をわかり易くする工夫

前回ピアレビューでは、所得代替率や物価上昇率で割り戻した年金額といった複数の指標を利用する際に、それぞれの指標の持つ意味や両者の関係などについて丁寧な説明が大切であり、社会経済環境が大きく異なる異時点間の数値の比較では、実感の持てる形で表現するよう公表内容を分かり易くする工夫が望まれるとの指摘があった。

この指摘に対し、年金局数理課から、「年金マンガや各種広報資料を通じて丁寧に説明するよう努めており、異時点間の数値の比較においても、内容に応じて適切な指標で割り戻すなど実感の持てる示し方となるよう努めている」との回答があったが、

一般被保険者に正しい理解が進むよう、更なる広報やわかり易い内容についての工夫が望まれる。

(4) 本体財政検証に用いる旧厚生年金被保険者のデータ数の拡充

今回の財政検証では、分布推計の基礎数の作成に、公的年金加入履歴を持つ被保険者等の個票データから5分の1で抽出したデータが用いられたことから、本体財政検証の基礎数においても、国民年金の被保険者及び受給待期者（以下、「被保険者等」という。）については、元となる統計の100分の1の抽出データから5分の1の抽出データに拡充された一方で、分布推計における抽出データとはデータ項目が異なることから、旧厚生年金の被保険者等については、従来どおりの50分の1の抽出のデータが使用されている。なお、各共済組合の被保険者等については、従来から全数データが使用されている。

厚生年金の被保険者等の実態をより精緻に反映した数理モデルとするため、旧厚生年金被保険者等の基礎数を作成するデータについても、5分の1の抽出データへの拡充について検討が望まれる。

(5) 推計方法の改善の検討

推計方法については、特段の支障がない限り変更をしない方針をとっているとの説明ではあったが、数理モデルの精緻化を図る観点での検討は今後も必要である。

例えば、公的年金被保険者に外国人の占める割合が増加するなかで、外国人の公的年金加入率、外国人労働者と日本人労働者との平均賃金の差異、国民年金保険料の納付状況や免除状況における外国人と日本人の差異等について考慮することについて、データの整備も含めた検討が望まれる。

(6) 財政検証の実施体制の整備

前回ピアレビューでは、担当職員の人員数の確保や資質の向上を含め、財政検証の実施体制を整備する必要があることは言うまでもないが、これまで行ってきたことを実施するだけでなく、前回ピアレビューでの提言事項を実現できるような体制とすべきであり、加えて、例えば財政検証の仮定（前提）の設定において複数の要素間の相関関係を考慮するなどのため、学術的な調査や議論等を継続的に進めておく必要があると考えられるが、このための体制も整備されているべきであるとの指摘があった。

この指摘に対し、例えば、年金局数理課では、分布推計を実施するための体制整備を行うなど、それぞれ業務量に応じて現体制を継続又は増員をしている。

確率的モデルの技術や、財政検証の仮定（前提）の設定において複数の要素間の相関関係を考慮するなどのための学術的な調査や議論等については引き続き進めておく必要があることから、そのための体制の整備について努めていくことが望まれる。

（7）性別、世代別、年金額階級別の分布推計の改善及び充実

今回、初めて、令和6（2024）年財政検証の関連資料として作成、公表された年金額の分布推計（以下、「分布推計」という。）は、各世代の65歳時点における老齢年金の平均額や分布の将来見通しを示すものとなっており、次回以降の財政検証においても、継続して分布推計が示されることが望まれるが、その際には、以下の点も含めて、使用するデータや前提、数理モデルの改善や公表する情報の拡大について検討していくことが望まれる。

- ① 分布推計では、2020年度末から2021年度末の1年度間における、被保険者等の加入制度や標準報酬の遷移状況等を集計したデータを基礎として基礎率が作成されているが、基礎率作成の対象期間として適切な範囲の検討及び既存統計や財政検証との乖離の確認が望まれる。
- ② 固定された制度間の総移動人数のなかで、どの被保険者等が動くかについては、乱数を用いてランダムに決定しているが、今回、この乱数については1回発生させたものを使用している。異なる乱数により被保険者等の移動を決定した場合には、異なる推計結果が得られる可能性があり、今後、乱数を複数回発生させた場合に推計結果に与える影響を検証することが望まれる。
- ③ 分布推計の拡張・充実
 - ・ 分布推計では、人口前提は人口中位推計、経済前提是成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケースの計2ケースの組み合わせのみであった。個票データを扱うことから、本体推計に比べて、分布推計の結果を導出するまでの作業量ははるかに多くなる状況であることは理解するものの、作業工程の効率化や使用する計算システムの動作環境の改善等の工夫により、ケースの拡張について検討が望まれる。
 - ・ 分布推計では、受給開始時点（65歳）の年金額分布のみの表示となっているが、65歳以上の就労は進展しており、受給開始後も年金額の改定等により給付水準は変動していくことから、例えば、70歳時点等、受給開始後における年金額分布についても示していくことが望まれる。

- ・ 結果については5年単位や5万円単位で集計したものだけが公表されているが、今後の制度改正の議論に資するため、1年単位や1万円単位で集計したデータを公開することが望まれる。
- ④ 基礎数については個々の被保険者等の情報を含むため公表していないことがあるが、データの透明性を高めるために、更に匿名加工したデータや粒度の小さいクロス表を開示することが望まれる。

(8) その他

上述のほかに、第3章ではいくつかの指摘がなされており、これらへの対応が必要である。

まず、国家公務員及び地方公務員の定年延長について、今回は実績がないため、被保険者数の推計にあたって考慮しなかったとのことあるが、ある程度実績が出てくる次回財政検証では、その影響を織り込むことについて検討する必要がある。

次に、将来見通しの作成過程に係るガバナンスについては、従来の方法を継続または変更する際には組織的に方針の確認及び決定をしており、文書等も適切に管理されているが、担当者等の誤作業の回避のために適切な手順書等の作成について工夫の余地があると考え、検討が望まれる。

最後に、前回ピアレビューで指摘した、複数のシナリオの結果が並列に扱われるなかで、マクロ経済スライドの終了年度をどのように決定していくかについては依然として課題が残っており、マクロ経済スライド開始から一定の期間が経過していることを踏まえると、具体的な決定方法について早期の検討を期待したい。

第3節 終わりにあたり

ここまで、公的年金の財政検証を巡る課題や留意点を整理し、今後の財政検証に向けた提言を行ってきたが、当部会としても、今後の公的年金財政状況報告や財政検証のピアレビューの作成にあたっては、以下の点について留意する必要がある。

- (1) 令和7年年金制度改革法⁸において、次期財政検証の結果、基礎年金と厚生年金の調整期間の見通しに著しい差異があり、公的年金制度の所得再分配機能の低下により基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドによる調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置等を講ずるものとされた。当該措置が講じられた場合、公的年金全体で財政均衡を見るため、当部会として、その際の財政状況をどのように検証・評価するか検討する必要が生じる。
- (2) 今回の財政検証で初めて実施された分布推計について、その結果と作成過程の適切性について検証を行ったが、次回以降の財政検証における分布推計については、さらに統計的手法を取り入れて適切性を評価するなど、評価方法の改善について検討が望まれる。

⁸ 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」(令和7年法律第74号)附則第3条の2